

## さいたま市長特別賞表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、優れた業績を収め市の名声を高めることにより市政の発展に貢献し、その功績が特に顕著であったものに、さいたま市長特別賞を贈ることについて、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、市民、市にゆかりのある者、市内に住所を有する団体その他市長が必要と認める個人及び団体とする。

### (被表彰者の推薦)

第3条 被表彰者の推薦は、随時、さいたま市長特別賞推薦書（様式第1号）により所管局長等が行うものとする。

### (被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、市長が決定する。

### (表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状（様式第2号）授与して行う。この場合において、必要と認めるときは、記念品を併せて授与することができる。

### (表彰の時期)

第6条 表彰は、随時行うものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。